

2024年12月

受益者の皆様へ

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

「シュローダー厳選グロース・ジャパン」
信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のお引立てを賜わり、厚く御礼申し上げます。

弊社では、「シュローダー厳選グロース・ジャパン」（以下、「ファンド」といいます。）につきまして信託財産の成長をめざして運用を行ってまいりましたが、ファンドの受益権口数が信託約款の繰上償還条項に規定する受益権口数10億口を下回る状況が続いているため、信託契約を解約しお預かり致しました運用資産を受益者の皆様へお返しすることが受益者の皆様にとって最善であると判断いたしました。

つきましては、信託約款の規定に基づき、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）をもって2025年3月10日に信託を終了（繰上償還）させていただくための手続を下記の通り行うこととなりましたので、当書面および「書面決議参考書類」をお読みいただき、信託終了（繰上償還）に関する決議の賛否および必要事項を同封の「議決権行使書面」にご記入のうえ、弊社までお送りいただきますようお願い申し上げます。

なお、この繰上償還にご異議が無い場合は、特にお手続の必要はございません。

（当決議におきまして議決権を行使されない場合（「議決権行使書面」をご返送いただかない場合）は、本議案に賛成するものとさせていただきます。）

本お知らせの趣旨についてご理解を賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

【信託終了（繰上償還）の手続ならびに日程】

繰上償還に関する書面決議の手続は、以下の日程にて進めてまいります。

- | | |
|------------------|---------------------------------------|
| ◎書面決議対象受益者の確定日 | : 2024年12月11日（水） |
| ◎書面による議決権の行使期間 | : 2024年12月11日（水）から
2025年2月21日（金）まで |
| ◎信託終了（繰上償還）可否決定日 | : 2025年2月25日（火） |
| ◎信託終了（繰上償還）予定日 | : 2025年3月10日（月） |

【書面決議の手続について】

2024年12月11日（水）現在のファンドの受益者は、2024年12月11日（水）から2025年2月21日（金）までの期間に、自己の保有する受益権の口数に応じてシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「委託会社」という場合があります。）に対してファンドの繰上償還（以下「本議案」という場合があります。）について書面をもって議決権を行使することができます。

※当ファンドは申込日を約定日としていますので、2024年12月10日（火）の取得申込分を反映した受益権口数について議決権が付与されます。

2024年12月11日（水）以降の取得申込分、および2024年12月10日（火）以前の換金申込分については本議案に対する議決権はございません。

本議案は、2024年12月11日（水）現在におけるファンドの議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる賛成をもって可決されます。その場合は、2025年3月10日（月）をもってファンドの信託を終了（繰上償還）いたします。なお、信託を終了（繰上償還）することになった場合の取得申込最終日は販売会社によって異なります。

また、当該書面決議により本議案が否決された場合は、ファンドの信託終了（繰上償還）の手続は行いません。この場合は、当決議の日以後、知っているすべての受益者に対し、ファンドの信託契約を継続する旨を記載した書面を発送いたします。

同封しております「議決権行使書面」に、ファンドの信託終了（繰上償還）に対して賛成または反対の旨をご記入の上、委託会社までご送付ください。「議決権行使書面」は2025年2月21日（金）委託会社到着分までを有効とさせていただきます。

なお、この繰上償還にご異議が無い場合は、お手続の必要はございません。

（当決議におきまして議決権を行使されない場合（「議決権行使書面」をご返送いただかない場合）は、本議案に賛成するものとさせていただきます。）

【ご留意事項】

※同一の受益者の方が本議案につきまして、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効とさせていただきますのでご了承ください。

※「議決権行使書面 2. 本議案についての賛否」の欄に記載がない「議決権行使書面」をご提出された場合は、本議案に賛成するものとさせていただきます。

※受益者が一部解約の請求を行ったときは、当社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が一部解約金として支払われるため、ファンドの信託約款の規定に基づき、本議案に反対された受益者が受託会社に対して受益権の買取請求を行うことはできません。

※本手続にあたり、受益者に関する個人情報（氏名、ご住所、お電話番号、投資信託口座番号および受益権口数等）を販売会社、および委託会社が共有することとさせていただきますのでご了承ください。なお、本手続にあたり、当社が取得した受益者の個人情報は、書面決議に関する事務を処理するために必要な範囲で利用いたします。

本件に関するお問合せ：

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話 03-5293-1323（受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで）

以上